

確定申告に必要なもの

対象者	必要な書類（提示またはコピーの提出）
すべての人	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード ※お持ちでない人は、マイナンバーを確認できる書類（通知カードか住民票等）と身元確認書類（運転免許証か保険証等） ※マイナンバーは、申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者および相続人の記載が必要 還付金がある人は、申告者名義の口座番号がわかるもの 確定申告の利用者識別ID・パスワード（お持ちの人） 前年分の申告書の控え（お持ちの人）
右の所得のある人	給与、公的年金等 <ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票 ※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行 ☎ねんきんダイヤル 0570-05-1165
	事業、農業、不動産 <ul style="list-style-type: none"> 収支計算書、帳簿など（あらかじめ作成しておいてください） 畜産農家の人は、令和4年中の飼育牛（子牛も含む）の生年月、異動状況などを整理した牛台帳、売却証明書
	雑、一時所得 収入・経費が分かる書類
右の控除を受ける人	医療費控除 医療費控除の明細書（医療等を受けた人、医療機関ごとに集計しておいてください）、医療費通知「医療費のお知らせ」等
	社会保険料控除 国民年金、国民年金基金の保険料を支払った人は、国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書。紛失された人や届いていない人は再発行を受けてください。 ☎ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004
	生命保険・地震保険料控除 支払保険料の証明書
	寄附金控除 寄附金領収書等
	障害者控除 障害者手帳等
	住宅借入金等特別控除 登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等

「e-Tax」を始めてみよう

～マイナポータル連携で便利に～

パソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することで、所得税の申告書を作成し、簡単に提出することができます。

また、マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータル連携を行うことで医療費控除や寄附金控除、株式等に係る譲渡所得等が自動入力されます。令和4年分の確定申告からは「公的年金等の源泉徴収票」「国民年金保険料の控除証明書」が連携機能に追加されました。

マイナンバーカードとの連携でますます便利になる e-Tax を、ぜひご利用ください。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。解説動画も公開しています

☎ e-Tax ヘルプデスク 0570-01-5901
☎ 洲本税務署 24-1212



（次のページに続く）

紙を印刷することもできます。

① 市民交流センターの預かりサービス
 出来上がった書類を市役所税務課（洲本税務署）へ引き渡します。洲本税務署への転送期間は2月16日（木）～3月10日（金）までです。市民交流センターでは、提出書類の点検や説明は行いません。

② 郵送する場合の宛先
 ご注意ください。

▽所得税
 〒65618656 洲本市山手1丁目1番15号
 洲本税務署宛

▽市・県民税
 〒65610492 南あわじ市市善光寺22番地1
 南あわじ市役所税務課宛

確定申告の受付

2月16日（木）～3月15日（水）

☎ 所得税等について 洲本税務署 24-1212
 市・県民税について 税務課 43-5213

お知らせ

郵送・市民交流センター預かり、電子申告の利用を

所得税の確定申告および市県民税申告の受付が始まります。新型コロナウイルス感染対策の観点から、できるだけ電子申告や郵送、市民交流センターの預かりサービスを利用した申告書の提出をお願いします。

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を清算する手続きです。

確定申告が必要な人

- 事業・農業・不動産などの所得がある人
- 保険の満期金や不動産等の売却収入等がある人
- 給与所得者は、年末調整により所得税等が清算されるため、申告は不要ですが、次の人は申告が必要です。
 ・給与の年収が2000万円を超える人
 ・給与所得や退職所得以外の所得金額（農業所得などの合計が20万円を超える人（20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要））
 ・給与を2カ所以上から受けていて、かつ、その給与の全額が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）

との合計額が20万円を超える人

- 公的年金等の受給者のうち、公的年金等の収入金額が400万円を超える人。公的年金等に係る所得以外の所得が20万円を超える人（20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要）
- 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある人

※各種の所得の合計額から所得控除を差し引いて、税率を乗じて求めた所得税額から配当控除を差し引き、残額がない人は確定申告の必要はありません

確定申告をすれば所得税等が戻る人

次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合は、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。源泉徴収税額のない場合は、還付される税金はありません。なお、給与所得者や、公的年金等に係る所得がある人で確定申告の必要のない人が還付申告する場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

市・県民税の申告が必要な人

- 災害や盗難にあった人
- 多額の医療費を支払った人
- 国や地方公共団体等に寄附をした人
- 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した、または増改築をした人
- 年末調整していない控除額がある人

もらっている場合は、事業（農業）所得の雑収入または雑所得（業務）の収入に該当しますので申告が必要です。

（例）経営継続補助金、有害鳥獣駆除補助金など

雑所得（業務）と事業所得の区分の見直し
 事業所得（営業・農業）と雑所得（業務）の区分については、その所得を得るための活動の規模や営利性によって判定されます。収入が僅少の場合や、例年赤字で、かつ赤字を解消するための取り組みを実施していない場合は雑所得（業務）に区分されます。

1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得がある人は申告が必要です。ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。
 ・令和4年分所得税の確定申告書を提出した人
 ・令和4年中の所得が、1カ所からの給与または公的年金のみの人（遺族年金・障害者年金を除く）
 ※所得がない人も「0円」の申告をお願いします。国民健康保険税における軽減制度（一定所得金額以下）の適用、公営住宅入居の判定、所得証明書の発行等に支障をきたす場合があります

給付金や助成金も申告が必要

農業や各種の事業等で、国や県・市などからの助成金を

申告に必要な用紙は、市民交流センター、市役所本館に設置しています。
 ただし、市民交流センターには、申告書、農業・営業・不動産所得の収支内訳書（青色・白色）、医療費控除明細書、添付書類台紙、申告手引書のみ設置しています。

これらの書類以外は、市役所本館または洲本税務署に設置しています。また、国税庁または市ホームページから用